

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第5期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社アスラポート・ダイニング

【英訳名】 Asrapport Dining Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 檜垣 周作

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪二丁目16番29号

【電話番号】 03-6459-3231 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 齊藤 隆光

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪二丁目16番29号

【電話番号】 03-6459-3231 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部長 齊藤 隆光

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第4期 第2四半期 連結累計期間	第5期 第2四半期 連結累計期間	第4期 第2四半期 連結会計期間	第5期 第2四半期 連結会計期間	第4期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高 (千円)	5,691,109	3,697,142	2,867,110	1,890,124	10,162,889
経常利益 (千円)	47,110	109,404	34,233	45,693	106,153
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (千円)	429,424	48,851	423,522	39,276	6,801
純資産額 (千円)			25,074	513,747	459,387
総資産額 (千円)			5,070,758	2,649,669	2,775,857
1株当たり純資産額 (円)			139.20	3,080.36	2,784.57
1株当たり四半期(当 期)純利益又は1株当 たり四半期純損失() (円)	2,602.95	296.11	2,567.18	238.08	41.22
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利 益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			0.5	19.2	16.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	252,229	208,981			399,028
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,472	806			126,979
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	282,039	261,335			589,051
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			167,021	74,768	126,315
従業員数 (名)			260	141	140

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第4期第2四半期連結累計期間及び第4期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第5期第2四半期連結累計期間及び第5期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	141(687)
---------	----------

(注) 従業員数は、就業人員（契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む。）は、（ ）内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	11(2)
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員（契約社員を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む。）は、（ ）内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産を行っておりませんので、記載すべき事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは飲食業のため、記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	前年同四半期比(%)
店舗運営(千円)	735,811	
フランチャイズ(千円)	1,005,841	
報告セグメント計(千円)	1,741,652	
その他(千円)	148,471	
合計	1,890,124	

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 店舗運営販売実績とは、当社グループ直営店における飲食販売実績であります。

3. フランチャイズ販売実績とは、フランチャイジーより加盟契約時に受け取る加盟金、ロイヤリティ及びPOSシステム販売実績等であります。

4. その他販売実績とは、店舗改善活動等に係る販売実績であります。

5. 販売実績には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、政府の景気対策や新興国向けを中心とした輸出の増加により、一部では回復の兆しが見られるものの設備投資や個人消費の本格的な改善には至らず厳しい状況が続いております。

外食産業におきましても、雇用不安や個人所得低迷による生活防衛意識に加え、夏の猛暑など天候不順の影響も受け、また、業態を問わず低価格競争が依然として続いており、経営環境は非常に厳しい状況にあります。

このような状況の下、当社グループは「事業運営の最適化」という観点から、グループの強みであるフランチャイズ運営ノウハウを活かした事業展開の再編を試みると共に、「外食フランチャイズチェーンのリーディングカンパニー」を目指すという目標を掲げ、以下の3項目にフォーカスをあてた取り組みを継続的に進めております。

「ブランド力の構築と強化」

「M & Aによる業容拡大」

「強固な収益構造の確立」

具体的には、「牛角」「とりでん」「とり鉄」「おだいどこ」を中心に特徴ある食材やメニュー開発を通じて各業態の強みを明確にし、差別化を図ることで魅力的かつ競争力の高いフランチャイズブランドへの進化を志してまいりました。その上で、M & Aを視野に入れた規模の拡大とスケールメリットによる優位性の獲得を目指しながら、グループ会社のリソースの活用と連携強化によるシナジーの追求を目指し活動しております。

既存業態売上高前年同期比においては、「牛角」101.6%、「とりでん」95.7%、「おだいどこ」94.9%、「とり鉄」98.7%と依然として厳しい状況が続く結果となりました。

子会社である株式会社プライム・リンクが展開する「牛角」では、「得割フェア」を皮切りに「スタミナ祭り2010夏」「秋の牛角感謝祭」、など相次ぐプロモーションを展開し、繁忙期である夏場以降、新規顧客の獲得と既存顧客への再来店促進に努めてまいりました。これらの話題性あるプロモーション展開とテレビ番組を中心としたメディア露出との相乗効果によって、より幅広い客層に対して積極的な「牛角」への来店を促しました。

「とりでん」では、地域密着を掲げ、ファミリー層への訴求に注力してまいりました。また、「わらび餅」等の甘味を取り入れた「とりでん」の二毛作業態「和み茶屋」が和風カフェとして主婦層からの絶大な支持を得て、注目の二毛作業態としてメディアに取り上げられました。更に、「とりでん10周年記念キャンペーン」として「釜飯10円」をはじめとする、選べる3つの特典を用意し、「とりでん」らしさを追求したキャンペーンを展開してまいりました。今後は、「とりでん」の二毛作業態として「和み茶屋」の多店舗展開を目指してまいります。

「おだいどこ」では、「日本全国うまいもん」シリーズを深掘化する傍ら、「女子会コース」や「居酒屋できれいになろう」がテーマの新メニューを導入し、多くの女性客からご支持をいただいております。9月には更なる訴求向上を目指して、「モデルの美食メニュー」と題し、コラボレーション企画「カリスマモデル小畑由香里×おだいどこモデルの美食メニュー」を導入しました。この企画を活かして女性ファッション誌への掲載などメディアを活用したブランド訴求を行いました。今後は更に「おだいどこ」独自のアレンジ性と話題性を持った料理提案を含めたブランドの訴求と顧客獲得を目指してまいります。

子会社である株式会社とり鉄の「とり鉄」では、「鶏専門店として鶏料理を極める」というコンセプトの下、希少な「烏骨鶏」に続くこだわりの食材として「比内地鶏」を導入いたしました。多くのスタッフが比内地鶏鶏舎見学や産地研修を行い、産地と食材への理解を深めています。また、9月7日～9月16日の期間において「とり鉄創業10周年記念フェア」として、「烏骨鶏」「比内地鶏」を含む串焼き全品半額フェアを開催いたしました。フェア期間中の売上高前年比は100%を上回り好調に推移しました。今後も継続的なフェアを実施する事で、より一層地域に根ざした店舗運営を行ってまいります。

以上により、当第2四半期連結会計期間の売上高は1,890百万円（前年同四半期比65.9%）、営業利益は51百万円（前年同四半期比89.3%）、経常利益は45百万円（前年同四半期比133.5%）、四半期純利益は39百万円（前年同四半期は四半期純損失423百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

店舗運営

株式会社プライム・リンクにおいては、「とりでん」1店舗を加盟企業様より譲り受け直営店とする傍ら、「とりでん」1店舗をオープンいたしました。この結果、当第2四半期連結会計期間における当社グループの直営店舗数は37店舗となり、店舗運営の売上高は735百万円（前年同四半期比43.7%）となりました。

フランチャイズ

株式会社プライム・リンクでは、「牛角」7店舗、「とりでん」3店舗を閉店する傍ら、「牛角」「おだいどこ」各1店舗をオープンいたしました。また、株式会社とり鉄では、「とり鉄」2店舗を閉店いたしました。この結果、当第2四半期連結会計期間における当社グループのフランチャイズ店舗数は311店舗となりました。

また、株式会社プライム・リンクが行っている同社の一部ブランドフランチャイズ店舗向け食材の売上高を加えた結果、フランチャイズの売上高は1,005百万円（前年同四半期比94.9%）となりました。

その他

その他におきましては、主として販売促進支援に取り組んでおり、フランチャイズ店舗並びに他の飲食企業へ対して、「WEB DM STORE」（アンケートにより店舗で取得した顧客データからダイレクトメールを送送するサービス）を用いた販促提案を中心に活動いたしました。フランチャイズ店舗の本システム導入店舗数は、「牛角」、「とりでん」、「おだいどこ」合計で、全体の64.3%となっております。

その他、転貸における売上高を加えた結果、その他の売上高は148百万円（前年同四半期比119.0%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末に比べて7百万円減少し74百万円（前年同四半期末167百万円）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりとなりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、107百万円（前年同四半期35百万円）となりました。これは、主に減価償却費47百万円、のれん償却費11百万円、売上債権の減少額40百万円及び未払消費税等の減少額8百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、2百万円（前年同四半期32百万円）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出2百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、116百万円(前年同四半期30百万円)となりました。これは、主に短期借入金の返済による支出35百万円、長期借入金の返済による支出28百万円と社債の償還40百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、政府の景気対策や新興国向けを中心とした輸出の増加により一部企業の業績は回復基調の兆しが見られるものの、設備投資や個人消費の本格的な改善には至らず、景気回復の実感は乏しいものとなりました。

また、国内の雇用情勢や所得環境への先行き不透明感から消費者の節約志向は依然として強く、そうした中で企業どうしの低価格競争が続くなど外食産業を取り巻く経営環境は非常に厳しいものとなりました。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえながら、「ブランド力の構築と強化」として、商品力及びサービス力の全てに磨きをかけ、さらなる業態毎の差別化を進めながらより魅力的で競争力の高いフランチャイズブランドを目指すと共に、本部、直営店舗、フランチャイズ店舗が一体となって業績向上に取り組める体制の再構築を目指してまいります。また、グループのリソースを十分に活用し、インターネット販売事業や流通小売事業と連携することによって、消費動向を素早く捉えた商品開発や新たな収益モデルの構築に注力し、グループとしての企業価値を最大限に高める努力をしてまいります。併せて、人材研修システムを確立しグループ内の人材交流を継続的に行い、グループ内キャリアプランの策定と優秀な人材の確保、育成と保持に努めてまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は2,649百万円となり、前連結会計年度末に比較し126百万円減少いたしました。これは主に、借入金の返済に伴う現金及び預金の減少によるものであります。

負債合計は2,135百万円となり、前連結会計年度末と比べ180百万円減少いたしました。これは主に、借入金の返済と資産除去債務計上によるものであります。

純資産については、四半期純利益の計上により、前連結会計年度末と比べ54百万円増加し、513百万円となっております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

外食をめぐる経営環境は依然として厳しい状態が続いております。そのような状況においては、強固な収益構造の確立を目指した成長戦略を展開するとともに、健全な財務体質の構築を推進していくことが重要と考えております。具体的には、当社グループの強みといえるフランチャイズ事業における経営資源を柱として、物流・人材・経営管理における統合及び交流によるグループシナジーを早急に創出してまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間に以下の設備を取得いたしました。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
株式会社ブ ライム・リ ンク	おだいどこ 渋谷宇田川 町店他 (東京都渋 谷区他)	店舗運営及 びフラン チャイズ	POSシス テム一式				60,348		60,348	

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	495,000
計	495,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	165,000	165,000	株式会社大阪証券取 引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は 採用しておりませ ん。
計	165,000	165,000		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年11月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2. 第2四半期会計期間末の上場金融商品取引所は、株式会社大阪証券取引所ヘラクレスであります。
なお、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場は、平成22年10月12日付で同取引所JASDAQ市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成22年6月25日開催取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	9,500
新株予約権のうち自己新株予約権数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,500 但し、(注)1により調整されることがある。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	14,300 但し、(注)2により調整されることがある。
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日から 平成27年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,300 資本組入額 7,150 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の目的たる株式の数は9,500株とする。

ただし、当社が、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）後、株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価額は、14,300円とする。

なお、割当日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)

また、割当日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権または平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合のほか、割当日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満

の端数は、これを切り上げるものとする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記第(1)号に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (4) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「4. 新株予約権の行使の条件」第2号に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 以下及びに定めるいずれかの期間中において、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場（取引所金融商品市場の統合・再編があった場合の統合等された後の取引所金融商品市場を含む、以下同じ。以下「ヘラクレス市場」という。）における1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価（1円未満の端数は切り捨て）が、一度でもそれぞれに定める価格を下回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる

新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より1ヶ月間：ヘラクレス市場における当社普通株式の割当日終値の80%（1円未満の端数は切り捨て）

新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月間：ヘラクレス市場における当社普通株式の割当日終値の100%（1円未満の端数は切り捨て）

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「1. 新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記第3号に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

- (5) 新株予約権を行使できる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

上記「6．新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場は、平成22年10月12日付で同取引所JASDAQ市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）であります。

第3回新株予約権（平成22年8月16日及び平成22年9月7日開催取締役会決議）

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	175
新株予約権のうち自己新株予約権数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,500 但し、(注)1により調整されることがある。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	14,121 但し、(注)2により調整されることがある。
新株予約権の行使期間	平成22年9月24日から 平成24年9月23日まで (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,121 資本組入額 7,061 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式17,500株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）、但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が下記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」第1項第(1)号ないし第(6)号の規定に従って行使価額（同第1項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」第1項第(1)号ないし第(6)号に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」第1項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、14,121円とする。但し、行使価額は本項第(1)号ないし第(6)号の定めるところに従い調整されるものとする。

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式

の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場(取引所金融商品市場の統合・再編があった場合の統合等された後の取引所金融商品市場を含む。以下同じ。以下「ヘラクレス市場」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使期間

平成22年9月24日から平成24年9月23日(但し、平成24年9月23日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、下記「8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、14,121円とする。ただし、上記「1. 新株予約権の目的となる株式の数」第(1)号ないし第(3)号及び上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」第1項第(1)号ないし第(6)号によって調整が行われることがある。
- (2) 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入額は、第(1)号記載の本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。ただし、上記「1. 新株予約権の目的となる株式の数」第(1)号ないし第(3)号及び上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」第1項第(1)号ないし第(6)号によって調整が行われることがある。

5. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
また、各本新株予約権の一部行使はできない。
- (2) 当社は、裁量により、新株予約権者に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができる。各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の115%を超過した場合に、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のヘラクレス市場における当社株式の出来高の5%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。
また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合には、上記「1. 新株予約権の目的となる株式の数」に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のヘラクレス市場における当社株式の出来高の15%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。
さらに、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、上記「1. 新株予約権の目的となる株式の数」に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のヘラクレス市場における当社株式の出来高の20%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。

6. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価格と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

上記「4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」、「3. 新株予約権の行使期間」、「5. 新株予約権の行使の条件」、「6. 自己新株予約権の取得及び取得の条件」及び本欄（「8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」）に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場は、平成22年10月12日付で同取引所JASDAQ市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）であります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日		165,000		576,688		276,688

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
H S I グローバル株式会社	東京都品川区南大井3丁目23-8	129,304	78.36
中島 和信	東京都渋谷区	370	0.22
マイルストーン・キャピタル・ マネジメント株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	338	0.20
野澤 正利	茨城県筑西市	300	0.18
白石 千倉	東京都板橋区	189	0.11
渡辺 武人	神奈川県横浜市金沢区	162	0.09
山口 伸昭	千葉県船橋市	110	0.06
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	110	0.06
高橋 好隆	埼玉県鳩ヶ谷市	105	0.06
石橋 敬義	千葉県千葉市稲毛区	105	0.06
計		131,093	79.45

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 24		
完全議決権株式(その他)	普通株式 164,976	164,976	
単元未満株式			
発行済株式総数	165,000		
総株主の議決権		164,976	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社アスラポート・ ダイニング	東京都港区高輪二丁目16 番29号	24		24	0.01
計		24		24	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	16,720	13,690	15,750	13,920	16,000	15,400
最低(円)	9,880	10,520	11,840	12,500	13,930	12,600

(注) 最高・最低株価は株式会社大阪証券取引所ヘラクラス市場におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	74,768	126,315
売掛金	587,971	695,196
商品	17,327	14,438
貯蔵品	6,624	6,068
繰延税金資産	108,669	108,669
その他	135,991	132,555
貸倒引当金	44,364	46,012
流動資産合計	886,988	1,037,230
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	324,435	303,224
その他(純額)	144,666	92,969
有形固定資産合計	469,101	396,194
無形固定資産		
のれん	311,344	333,926
その他	83,703	93,371
無形固定資産合計	395,047	427,297
投資その他の資産		
敷金及び保証金	748,362	759,505
その他	203,962	179,386
貸倒引当金	53,793	23,757
投資その他の資産合計	898,531	915,135
固定資産合計	1,762,681	1,738,626
資産合計	2,649,669	2,775,857
負債の部		
流動負債		
買掛金	367,525	391,529
短期借入金	95,000	165,000
1年内返済予定の長期借入金	63,200	93,200
未払法人税等	12,744	25,508
その他	522,820	594,105
流動負債合計	1,061,290	1,269,342
固定負債		
社債	174,000	232,000
長期借入金	60,000	85,000
受入保証金	525,914	540,244
債務保証損失引当金	60,000	60,000
資産除去債務	80,154	-

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
その他	174,563	129,882
固定負債合計	1,074,631	1,047,126
負債合計	2,135,922	2,316,469
純資産の部		
株主資本		
資本金	576,688	576,688
資本剰余金	534,986	534,986
利益剰余金	601,954	650,805
自己株式	1,428	1,428
株主資本合計	508,292	459,441
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	108	54
評価・換算差額等合計	108	54
新株予約権	5,563	-
純資産合計	513,747	459,387
負債純資産合計	2,649,669	2,775,857

(2)【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	5,691,109	3,697,142
売上原価	2,586,471	1,981,604
売上総利益	3,104,638	1,715,538
販売費及び一般管理費	3,006,151	1,597,663
営業利益	98,486	117,875
営業外収益		
受取利息	1,159	661
受取配当金	0	-
受取手数料	-	1,760
金利スワップ評価益	1,885	-
その他	4,267	3,777
営業外収益合計	7,312	6,198
営業外費用		
支払利息	43,876	9,525
その他	14,811	5,143
営業外費用合計	58,688	14,668
経常利益	47,110	109,404
特別利益		
前期損益修正益	6,280	-
貸倒引当金戻入額	3,877	5,548
受取補償金	3,000	-
その他	421	-
特別利益合計	13,579	5,548
特別損失		
固定資産売却損	-	4,725
減損損失	360,457	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	27,699
その他	90,086	5,605
特別損失合計	450,543	38,031
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	389,854	76,922
法人税、住民税及び事業税	18,519	8,007
法人税等調整額	21,618	20,064
法人税等合計	40,138	28,071
少数株主損益調整前四半期純利益	-	48,851
少数株主損失()	568	-
四半期純利益又は四半期純損失()	429,424	48,851

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	2,867,110	1,890,124
売上原価	1,311,430	1,012,177
売上総利益	1,555,679	877,947
販売費及び一般管理費	1,498,076	826,500
営業利益	57,603	51,446
営業外収益		
受取利息	435	346
受取手数料	927	-
金利スワップ評価益	997	-
その他	2,211	2,171
営業外収益合計	4,572	2,517
営業外費用		
支払利息	21,034	4,488
株式交付費	-	2,207
その他	6,907	1,575
営業外費用合計	27,941	8,270
経常利益	34,233	45,693
特別利益		
固定資産売却益	421	-
貸倒引当金戻入額	1,361	108
特別利益合計	1,782	108
特別損失		
減損損失	350,084	-
訴訟関連損失	-	3,000
その他	78,947	-
特別損失合計	429,031	3,000
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	393,015	42,802
法人税、住民税及び事業税	9,443	3,354
法人税等調整額	21,618	172
法人税等合計	31,062	3,526
少数株主損益調整前四半期純利益	-	39,276
少数株主損失()	554	-
四半期純利益又は四半期純損失()	423,522	39,276

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	389,854	76,922
減価償却費及びその他の償却費	186,293	98,238
減損損失	360,457	-
のれん償却額	60,063	22,581
貸倒引当金の増減額(は減少)	14,758	28,388
受取利息及び受取配当金	1,159	661
支払利息	43,876	9,525
売上債権の増減額(は増加)	28,681	107,224
たな卸資産の増減額(は増加)	4,122	3,445
仕入債務の増減額(は減少)	5,466	24,003
未払消費税等の増減額(は減少)	31,631	20,272
その他	71,538	53,562
小計	314,852	240,935
利息及び配当金の受取額	1,159	661
利息の支払額	34,875	23,609
法人税等の支払額	28,906	9,006
営業活動によるキャッシュ・フロー	252,229	208,981
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	38,209	-
定期預金の払戻による収入	60,009	-
有形固定資産の取得による支出	49,898	11,673
有形固定資産の売却による収入	2,315	952
無形固定資産の取得による支出	1,000	-
敷金及び保証金の差入による支出	8,315	622
敷金及び保証金の回収による収入	14,565	5,210
長期前払費用の取得による支出	2,728	1,369
その他	30,734	8,309
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,472	806
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	40,000	70,000
長期借入れによる収入	80,000	-
長期借入金の返済による支出	229,132	55,000
社債の償還による支出	118,500	108,000
割賦債務の返済による支出	45,904	17,689
リース債務の返済による支出	8,503	9,720
その他	-	925
財務活動によるキャッシュ・フロー	282,039	261,335
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	22,337	51,546
現金及び現金同等物の期首残高	189,359	126,315

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高	167,021	74,768

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1. 会計処理基準に関する事項	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ3,155千円減少し、税金等調整前四半期純利益は、30,855千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は76,232千円であります。

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	
1. 前第2四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取手数料」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取手数料」は1,343千円であります。	
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。	

	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	
1. 前第2四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「受取手数料」(当第2四半期連結会計期間は456千円)は、営業外収益総額の100分の20以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。	
2. 前第2四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「訴訟関連損失」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間より区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「訴訟関連損失」は26,843千円であります。	

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 491,098千円	有形固定資産の減価償却累計額 445,570千円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
貸倒引当金繰入額 364千円	貸倒引当金繰入額 34,597千円
給料・賞与 1,316,173千円	給料・賞与 666,925千円
賞与引当金繰入額 6,720千円	賃借料 245,543千円
退職給付費用 2,590千円	
賃借料 474,539千円	

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
貸倒引当金繰入額 364千円	貸倒引当金繰入額 34,597千円
給料・賞与 657,863千円	給料・賞与 333,306千円
賞与引当金繰入額 321千円	賃借料 124,776千円
退職給付費用 1,424千円	
賃借料 235,956千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預金 186,621千円	現金及び預金 74,768千円
預入期間が3か月超の定期預金 19,600千円	預入期間が3か月超の定期預金 千円
現金及び現金同等物 167,021千円	現金及び現金同等物 74,768千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	165,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	24

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 第3回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	17,500株
新株予約権の四半期連結会計期間末残高	1,281千円

(2) スtock・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高	4,281千円
--------------------	---------

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	店舗運営事業 (千円)	フランチャイズ事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,682,791	1,059,529	124,789	2,867,110		2,867,110
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高		268,912	34	268,946	(268,946)	
計	1,682,791	1,328,442	124,823	3,136,057	(268,946)	2,867,110
営業利益又は営業損失()	14,241	239,046	527	225,332	(167,729)	57,603

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	店舗運営事業 (千円)	フランチャイズ事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	3,376,616	2,011,259	306,233	5,691,109		5,691,109
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高		521,131	426	521,557	(521,557)	
計	3,373,616	2,532,391	306,659	6,212,667	(521,557)	5,691,109
営業利益	3,562	455,258	5,744	464,565	(366,079)	98,486

(注) 1. 事業は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各区分に属する主要事業

事業区分	主な事業内容
店舗運営	直営店舗の運営
フランチャイズ	フランチャイズ本部の運営
その他	フランチャイズ加盟店及び一般飲食店への販売促進コンサルティング、飲食店舗転貸及び店舗開発

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部は、サービスについての包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「店舗運営事業」及び「フランチャイズ事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	店舗運営	フランチャイズ	計		
売上高					
外部顧客に対する売上高	1,451,333	1,951,172	3,402,505	294,636	3,697,142
セグメント間の内部売上高 又は振替高		173,428	173,428	942	174,370
計	1,451,333	2,124,600	3,575,934	295,579	3,871,513
セグメント利益	9,861	397,180	407,042	7,046	414,088

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フランチャイズ加盟店及び一般飲食店への販売促進コンサルティング事業、飲食店舗転貸事業及び店舗開発事業等を含んでおります。

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	店舗運営	フランチャイズ	計		
売上高					
外部顧客に対する売上高	735,811	1,005,841	1,741,652	148,471	1,890,124
セグメント間の内部売上高 又は振替高		88,454	88,454	356	88,810
計	735,811	1,094,296	1,830,107	148,827	1,978,935
セグメント利益	17,681	196,625	214,307	3,754	218,062

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フランチャイズ加盟店及び一般飲食店への販売促進コンサルティング事業、飲食店舗転貸事業及び店舗開発事業等を含んでおります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
 主な内容(差異調整に関する事項)

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	407,042
「その他」の区分の利益	7,046
全社費用(注)	296,213
四半期連結損益計算書の営業利益	117,875

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	214,307
「その他」の区分の利益	3,754
全社費用(注)	166,615
四半期連結損益計算書の営業利益	51,446

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

敷金及び保証金並びに受入保証金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっておりますが、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要でなく、また、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 4,281千円

2. 当第2四半期連結会計期間において付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社従業員2名、当社子会社の取締役及び従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	普通株式 9,500株
付与日	平成22年8月27日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	自平成22年8月27日 至平成24年7月31日
権利行使期間	自平成24年8月1日 至平成27年7月31日
権利行使価格(円)	14,300
付与日における公正な評価単価(円)	5,408

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 被付与者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

資産除去債務が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっておりますが、前連結会計年度の末日(注)に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(注)第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日に代えて、第1四半期連結会計期間の期首日としております。

(賃貸等不動産関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 3,080.36円	1株当たり純資産額 2,784.57円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失 2,602.95円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 296.11円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	429,424	48,851
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (千円)	429,424	48,851
期中平均株式(株)	164,976	164,976
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要		第2回新株予約権 第3回新株予約権 なお、概要は「第4提出会 社の状況、1株式等の状 況、(2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりであ ります。

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失 2,567.18円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 238.08円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	423,522	39,276
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	423,522	39,276
期中平均株式数(株)	164,976	164,976
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		第2回新株予約権 第3回新株予約権 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

リース取引残高に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社アスラポート・ダイニング
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 基 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

株式会社アスラポート・ダイニング

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 司 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 光一郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。